

資料 ①

倉敷市総合計画審議会委員名簿	1
倉敷市総合計画審議会条例	2
倉敷市総合計画審議会条例施行規則	3
倉敷市総合計画審議会分科会設置要綱(案)	4
倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱	5
倉敷市総合計画審議会の公開事務取扱要領	7

令和元年11月
倉敷市企画経営室

倉敷市総合計画審議会委員名簿

委員 35 名

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名
あさの 浅野 静子	倉敷市民生委員児童委員協議会監事・倉敷市社会福祉協議会副会長
いただに 板谷 利昭	株式会社クラレ倉敷事業所総務部長
いとう 伊東 裕紀	倉敷市議会環境水道委員会委員長
いのうえ 井上 稔裕	岡山西農業協同組合代表理事専務
いのうえ 井上 峰一	倉敷商工会議所会頭
おおが 大賀 環子	公募委員
おおしま 大島 康弘	児島商工会議所会頭
おかざき 岡崎 真宏	株式会社中国銀行倉敷支店長
おがわ 小川 洋一	倉敷市国際交流協会会長
おぐら 小倉 智美	倉敷市PTA連合会副会長
おさき 尾崎 聡	岡山学院大学・岡山短期大学教授
ごとうだ 後藤田 恵子	倉敷市文化連盟副会長
こやま 児山 和子	倉敷市栄養改善協議会会長
さいとう 斎藤 武次郎	倉敷市議会議長
さとう 佐藤 均	つくば商工会会長
しおつ 塩津 孝明	倉敷市議会建設消防委員会委員長
たけうち 竹内 京子	くらしき作陽大学教授
たけなか 竹中 麻由美	川崎医療福祉大学教授
たけのり 武則 啓子	倉敷市婦人協議会副会長・消費生活学級委員
たの 田野 美佐	倉敷市愛育委員会連合会書記
ながい 永井 圭子	倉敷観光コンベンションビューロー理事
なかしま 中島 光浩	倉敷市議会文化産業委員会委員長
なんば 難波 朋裕	倉敷市議会保健福祉委員会委員長
にいがき 新垣 敦子	倉敷市議会総務委員会委員長
ひらい 平井 俊光	KCM倉敷コミュニティ・メディア事務局長
ひらまつ 平松 恵美子	公募委員
ふじの 藤野 光喜	倉敷市連合医師会理事
ふじわら 藤原 薫子	倉敷市議会市民文教委員会委員長
まえだ 前田 勝則	連合岡山倉敷地域連絡会代表
まつおか 松岡 智子	倉敷芸術科学大学教授
みむら 三村 聡	岡山大学教授・地域総合研究センター（AGORA）センター長
みむら 三村 英世	倉敷市議会副議長
もりなが 守永 一彦	玉島商工会議所会頭
もりや 守屋 弘志	真備船穂商工会会長
よこみぞ 横溝 誠子	倉敷人権擁護委員協議会委員

○倉敷市総合計画審議会条例

昭和55年9月22日
条例第38号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、倉敷市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、倉敷市総合計画に関する事項について調査及び審議をする。

(委員)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が特に必要と認めた者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 倉敷市振興計画審議会条例(昭和45年倉敷市条例第6号)は、廃止する。

(会議の招集の特例)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会の会議は、市長が招集する。

(関係条例の改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和42年倉敷市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「振興計画審議会委員」を「総合計画審議会委員」に改める。

附 則(昭和56年3月25日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

○倉敷市総合計画審議会条例施行規則

平成2年7月5日

規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、倉敷市総合計画審議会条例(昭和55年倉敷市条例第38号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、倉敷市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営その他に関し、必要な事項を定めるものとする。

(諮問事項の分担)

第2条 会長は、条例第2条に規定する審議を円滑に行うため、必要に応じ、諮問事項について審議会の委員の分担を定めることができる。

2 前項の規定により委員の分担を定めたときは、必要に応じ、小会議により分担事項ごとに協議することができる。

3 諮問事項の分担及び協議に関し必要な事項は、会長が審議会の同意を得て定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○倉敷市総合計画審議会分科会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、倉敷市総合計画審議会条例施行規則第2条に基づき、倉敷市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の分科会（以下「分科会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 分科会は、第1分科会、第2分科会、第3分科会、第4分科会、第5分科会とし、審議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、審議会条例第2条に掲げる事項として、「教育・子育て」、「文化・産業」、「生活環境・防災・都市基盤」、「保健・医療・福祉」、「SDGs・市民協働・コミュニティ・行財政」の分野について、それぞれ専門的に協議又は調整するものとする。

（組織）

第3条 分科会は、会長が指名する委員をもって組織する。

（分科会長）

第4条 各分科会に分科会長を置く。

- 2 分科会長は、会長の指名するものとする。
- 3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 4 分科会長に事故があるときは、分科会長の指名する者がその職務を代行する。

（会議）

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長の指示により、又は分科会長が必要に応じて招集する。

- 2 分科会長は、会議を主宰し、会議の議長となる。
- 3 会議は、分科会を構成する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 分科会長は、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。
- 5 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第6条 分科会長は、分科会の協議及び調整の経過及び結果について、審議会に報告するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

○倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成15年1月30日
告示第35号

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等の会議を公開し、透明かつ公正な会議の運営を図ることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及び要綱等により設置された附属機関に準ずる機関(以下「審議会等」という。)の会議とする。

(会議公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、会議を公開することができないと認められるとき。
- (2) 倉敷市情報公開条例(平成10年倉敷市条例第5号)第7条各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)を取り扱うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される時。

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条に規定する基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等は、公開する会議について、次の事項をあらかじめ公表しなければならない。

- (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 議題
 - (5) 傍聴者の定員
 - (6) 傍聴手続
 - (7) 連絡先
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項に規定する事項は、当該会議を開催する日の1週間前までに、前項に掲げる事項を倉敷市公告式条例(昭和42年倉敷市条例第1号)に規定する掲示場(以下「掲示場」という。)に掲示するとともに、インターネットの本市ホームページに登載するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議が開催される時は、この限りでない。

(公開の方法等)

第6条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 審議会等は、審議会等の会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)の定員を5名以上であらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- 3 会議の傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定するものとする。ただし、審議会等が特に必要と認めるときは、他の方法によることができる。
- 4 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に関する手続等を定めるとともに、傍聴に係る注意事項を記載した書面を傍聴者に配布する等、会場の秩序の維持に努めなければならない。

(傍聴することができない者)

第7条 次の各号いずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類たぐいを持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類たぐい又は拡声器を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第8条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第9条 傍聴者は、審議会等の会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 審議会等の長は、傍聴者が前条の規定に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第10条 審議会等は、傍聴者に会議資料(不開示情報が記録されている部分を除く。)を配付するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等については、原則として当該会議が終了するまでの間、会場に備え、傍聴者の閲覧に供するものとする。

(会議録の作成及び公開)

第11条 審議会等は、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者(委員及び事務局)
- (5) 議題
- (6) 傍聴者の数
- (7) 審議内容
- (8) 前各号に定めるもののほか、審議会等が必要と認める事項

3 審議会等は、公開した会議の会議録の写しを、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで閲覧に供さなければならない。

(運用状況の報告及び公表)

第12条 市長は、この要綱の運用状況に関し、毎年度公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、告示の日から施行する。

○倉敷市総合計画審議会の公開事務取扱要領

1 目的

この要領は、倉敷市総合計画審議会（以下「総合計画審議会」という。）を「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」（以下「公開に関する要綱」という。）第13条の規定により公開するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 会議開催の事前公表（要綱第5条）

総合計画審議会を所管する企画経営室は、総合計画審議会開催決定後、速やかに会議開催のお知らせを、企画経営室ホームページへ掲載するとともに、パナピオス電子ファイルにより法務課情報公開室に送信するものとする。

3 傍聴者の決定方法等（要綱第6条）

総合計画審議会の傍聴者の定員は、原則として5人とし、傍聴の受付は、会議開催の30分前から開催予定時刻まで傍聴申込書により先着順で行い、定員になり次第終了する。

また、傍聴者には、傍聴証及び傍聴規定を交付するものとする。

4 会議録の作成及び公開

(1) 会議録は、原則として会議終了後1箇月以内に企画経営室が作成する。

(2) 会議内容の記述は、発言者については委員、事務局等を区別し、発言された内容においてはその要旨とする。

(3) 会議録の確定は、会長又は副会長いずれかによる承認により行う。

(4) 会議録の公開は、企画経営室ホームページ及び法務課情報公開室において閲覧に供することにより行う。

5 その他の事項

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、公開に関する要綱に基づき、総合計画審議会会長が当該会議に諮って、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年6月21日から施行する。

この要領は、平成22年7月30日から施行する。

資料②

倉敷市第七次総合計画の策定について……………	1
審議会の役割とスケジュール見込みについて……………	3
倉敷市の人口推計について……………	4
(参考資料)倉敷市の人口推移ほか……………	5
総合計画策定に係る市民アンケート等について……………	11
SDGs(持続可能な開発目標)について……………	16

令和元年11月
倉敷市企画経営室

倉敷市第七次総合計画の策定について

1 策定における基本的な考え方

- (1) 誰にもわかりやすい総合計画
- (2) 「暮らし続けたい」「暮らしてみたい」まちをめざす総合計画
- (3) 進捗管理できる総合計画

2 策定にあたってのスタンス

- (1) 市民意見の反映方法について

第七次総合計画の策定作業にあたっては、まず行政が、市民アンケート等で広く市民ニーズや意見を把握して計画の素案を作成し、市議会をはじめ市民の皆様や有識者の方々からのご意見を取り入れていくことで、より幅広い視点に立った計画となるようにする。

- (2) 総合計画と総合戦略との関係性について

現行の第六次総合計画（H23年度～R2年度）と倉敷みらい創生戦略（H27年度～R元年度）は、どちらも本市の将来を見据えた人口減少への対応という課題は共通であり、同時に取り組んでいくことが望ましいと考えられる。そのため、現在の創生戦略の期間を1年延長し、計画開始年度をあわせるとともに、令和3年度からの第七次総合計画では、総合戦略の内容やSDGsの視点もあわせもつ計画として策定・推進することとする。

3 計画の構成及び期間

- (1) 名 称

「倉敷市第七次総合計画」（必要な場合は新たな名称を選定する）

- (2) 構 成

ア 「基本構想」 めざす将来像、まちづくりの理念、施策の大綱など

イ 「基本計画」 体系に基づいた具体的施策の内容など

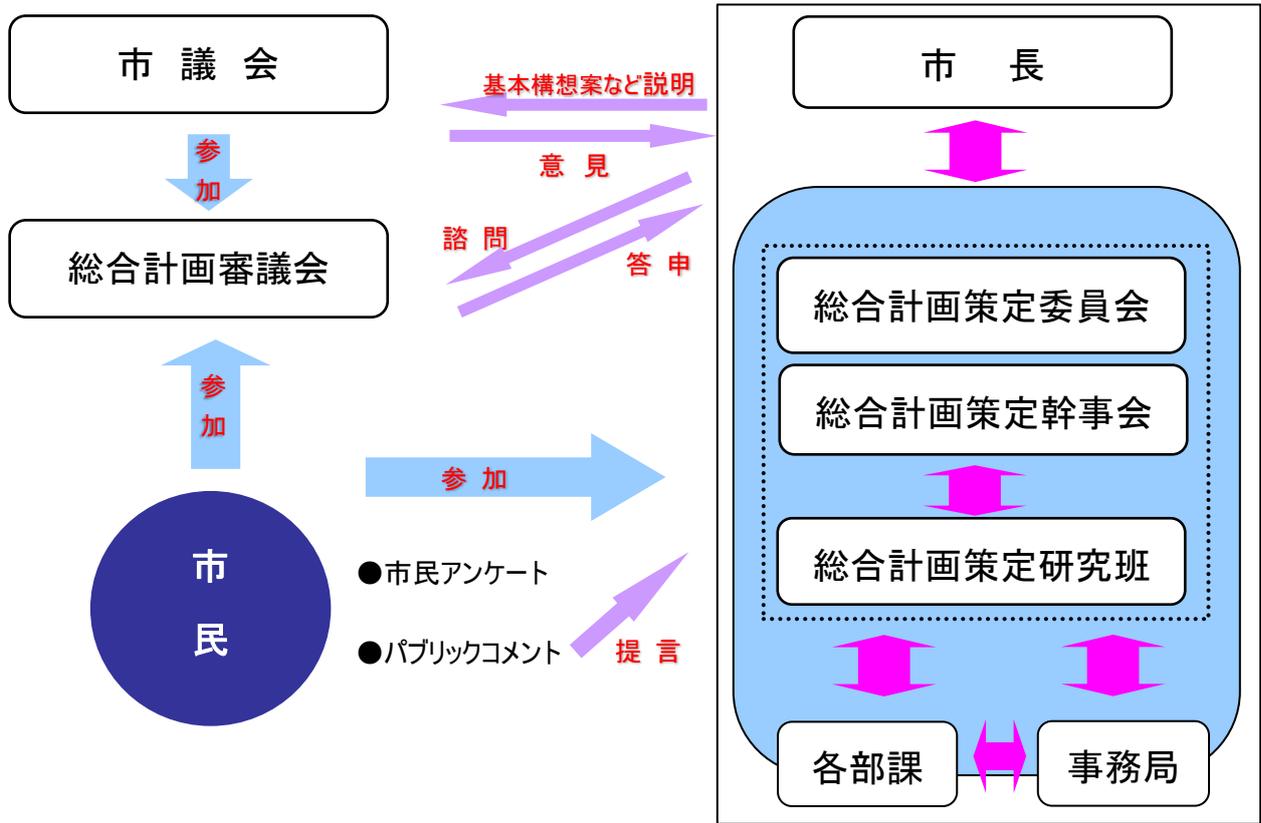
ウ 「実施計画」 各施策について優先的に取り組む重点事業など

（現行の構想実現計画と同様の計画）

- (3) 計画期間

計画期間は、令和3（2021）年度～令和12（2030）年度の10年間とし、基本計画は、総合戦略部分のKPI設定など、必要に応じて5年を目途に一部修正を検討する。実施計画は、ローリング方式で毎年見直しする。

4 計画の策定体制



審議会の役割とスケジュール見込みについて

○倉敷市第七次総合計画策定における審議会の役割

- ・ 基本構想案についての意見交換，協議・検討
- ・ 基本計画案についての意見交換，協議・検討
- ・ 総合計画案（基本構想・基本計画）について答申

○審議会及び分科会の開催見込み

令和元年度～2年度の間に5～8回程度開催予定としている，開催見込み（案）は下表のとおりです。

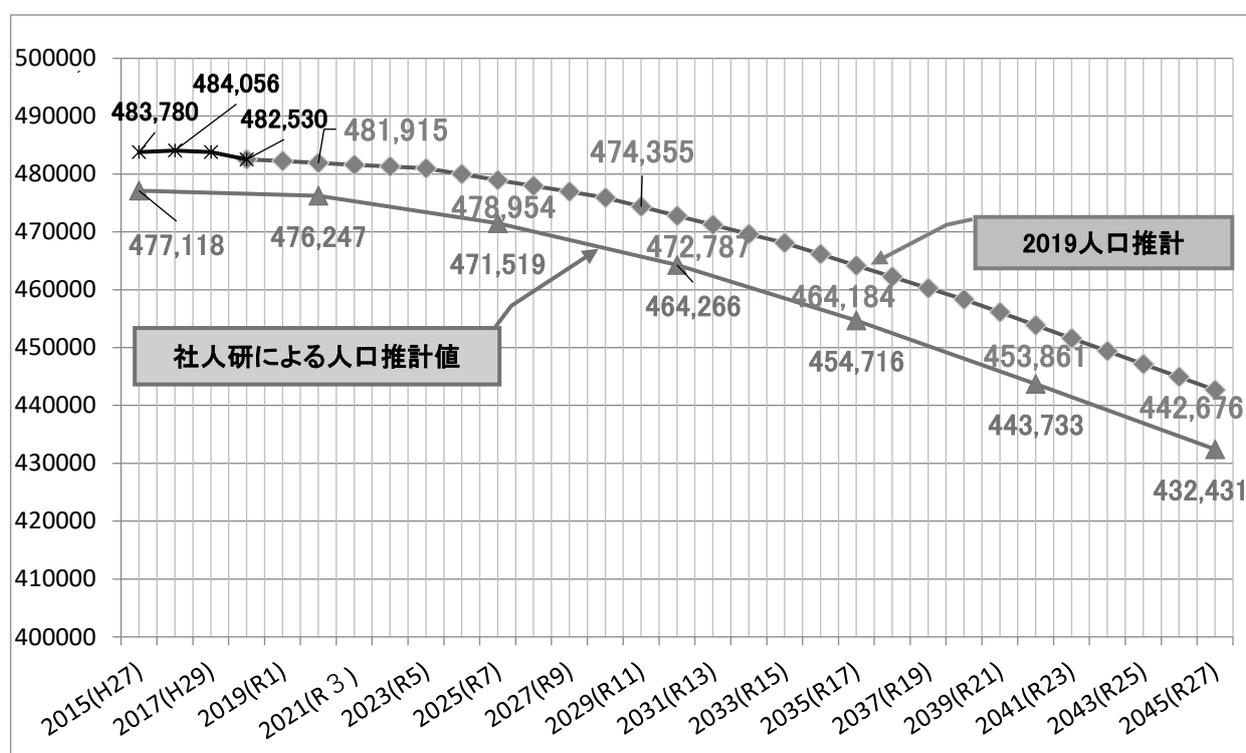
時期（見込）	内 容	審議会		分科会
R1. 11 月	総合計画の策定について 〈諮問〉	第 1 回	→	第 1 回
R2. 1 月	基本構想について（意見出し）			第 2 回
R2. 2 月	基本構想について（案検討・意見交換）	第 2 回	←	第 3 回
R2. 4 月	基本計画について（意見出し）			第 4 回
R2. 5 月	基本計画について（案検討・意見交換）			第 5 回
R2. 7 月	基本計画等について（分科会まとめ）			第 6 回
R2. 9 月	総合計画全体について	第 3 回	→	第 7 回
R2. 11 月	総合計画最終案について 〈答申予定〉	第 4 回		

※基本構想・基本計画の案がまとまれば，市民説明会及びパブリックコメントを行う予定

倉敷市の人口推計について

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」（以下「地域別将来推計人口」という。）では、倉敷市の人口は、2025（令和7）年に47万1千人、2045（令和27）年には43万2千人になると推計されている。

倉敷市の住民基本台帳では、2018（平成30）年9月末時点で人口は482,530人であり、2016（平成28年）の484,056人をピークに約1,500人減少している。しかし、社人研の地域別将来推計人口に比べると5,000人程度多く、社人研の将来人口推計の手法を用いて、倉敷市の基準人口を基に2019年（令和元年）に行った独自の推計では、倉敷市の人口は2025（令和7）年に47万9千人、2045（令和27）年には44万3千人という推計値となっている。

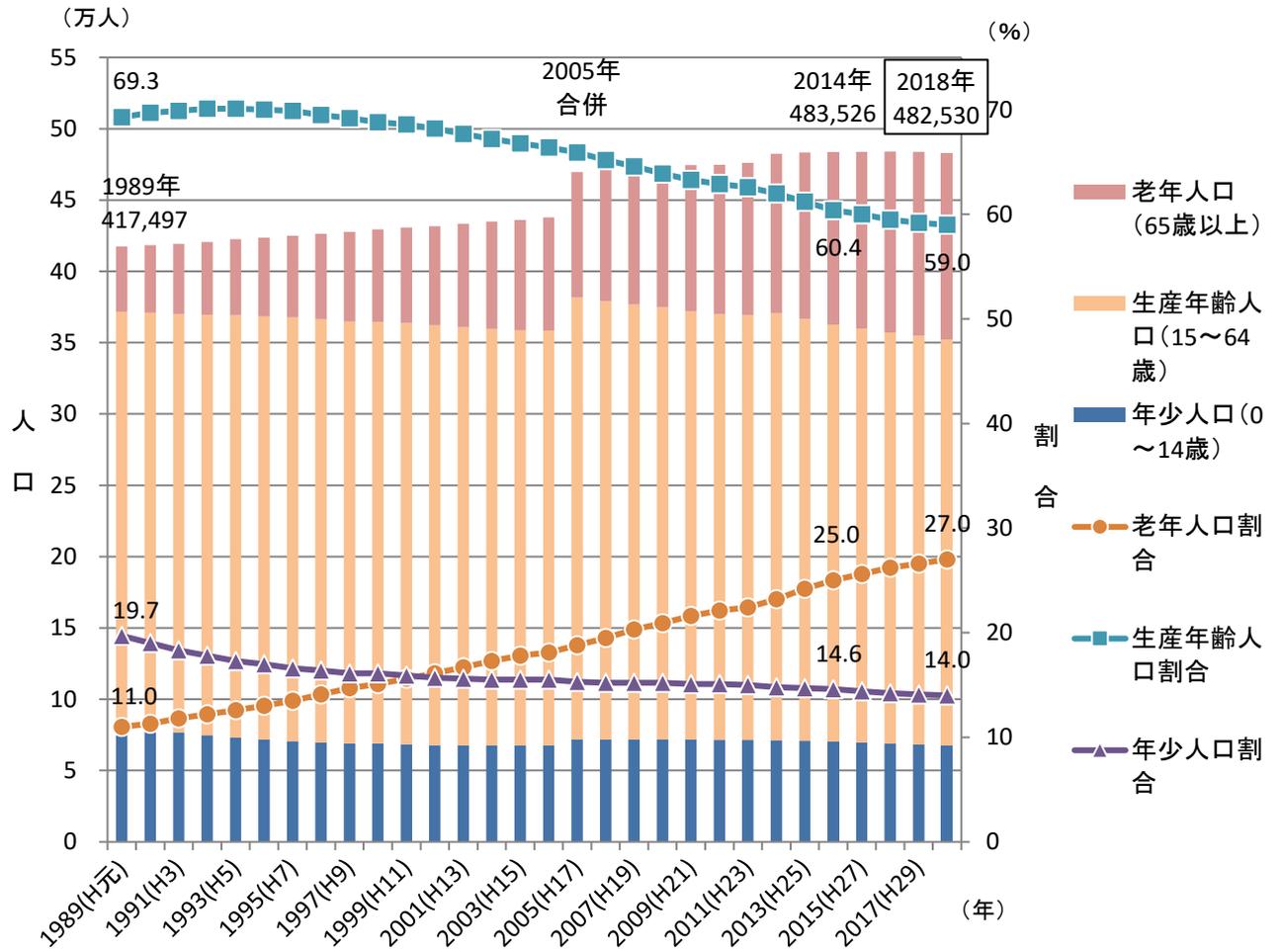


〔人口推計の方法〕

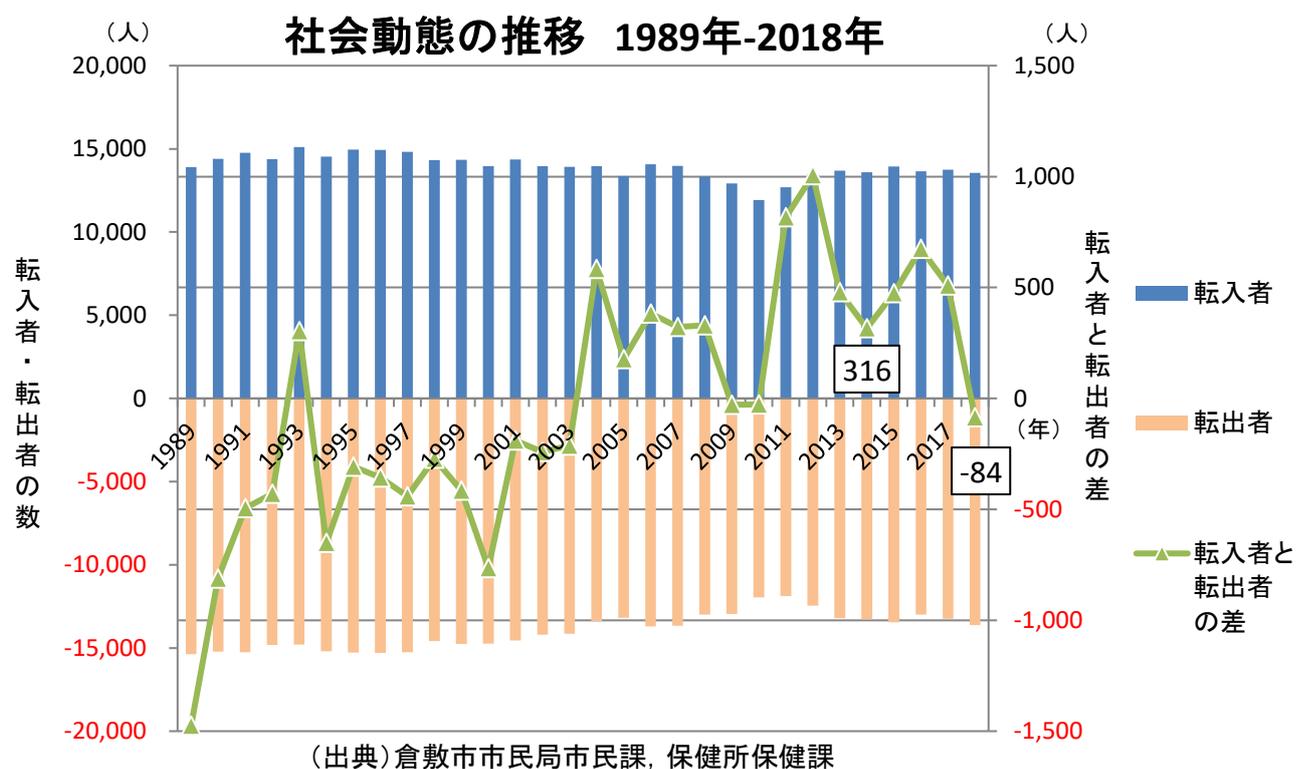
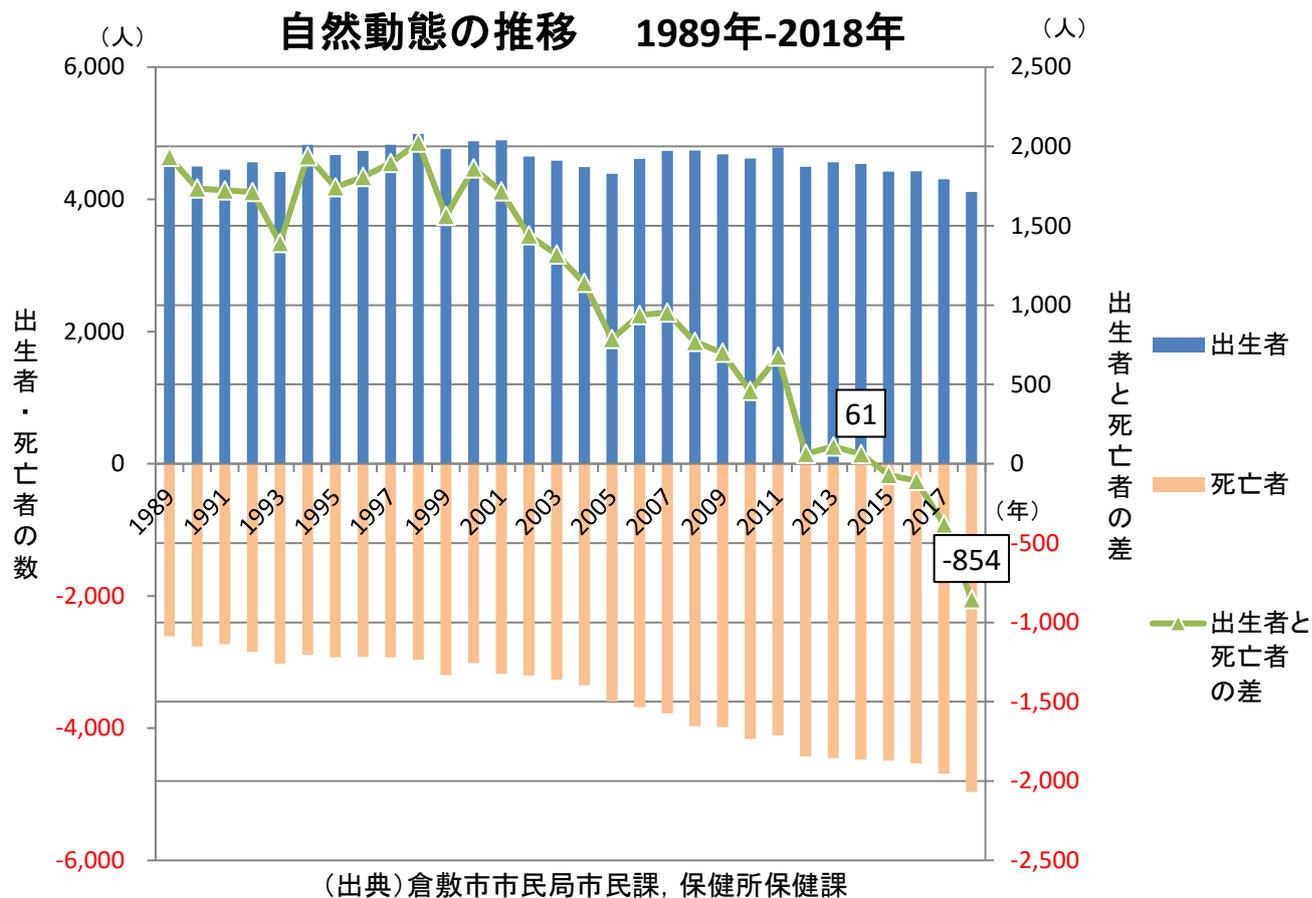
- ・推計は、社人研（※）の地域別将来推計人口の手法に準拠
- ・推計の前提となる基準人口は、2018（平成30）年12月末現在の住民基本台帳人口
- ・将来生残率は、地域別将来推計人口の倉敷市の生残率を使用
- ・将来の0～4歳の人口は、基準人口を基に合計特殊出生率から変換した子ども女性比を使用
- ・将来の出生性比は、社人研仮定値を使用
- ・将来の純移動率は、社人研仮定値を使用

※社人研：国立社会保障・人口問題研究所

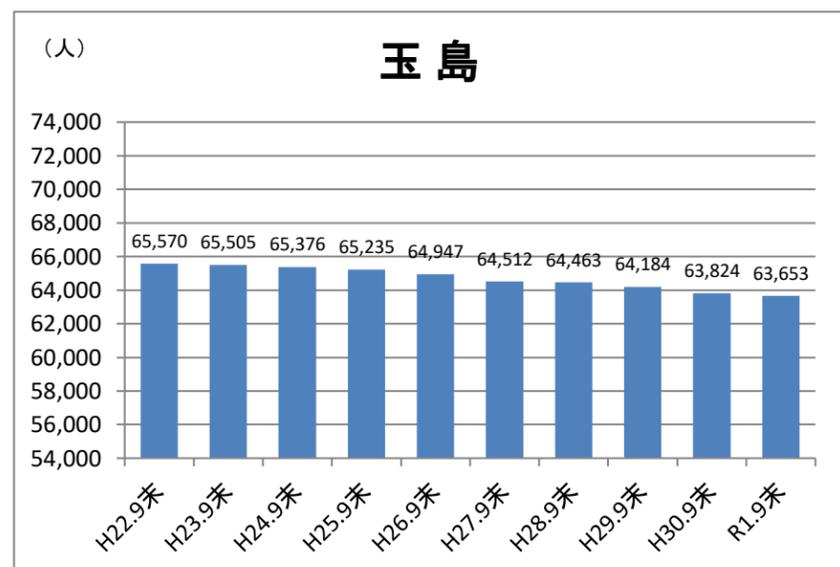
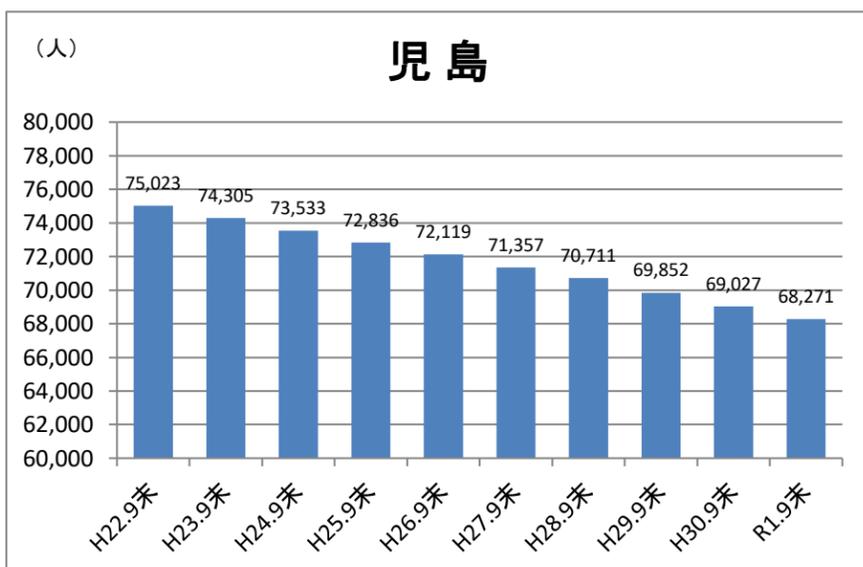
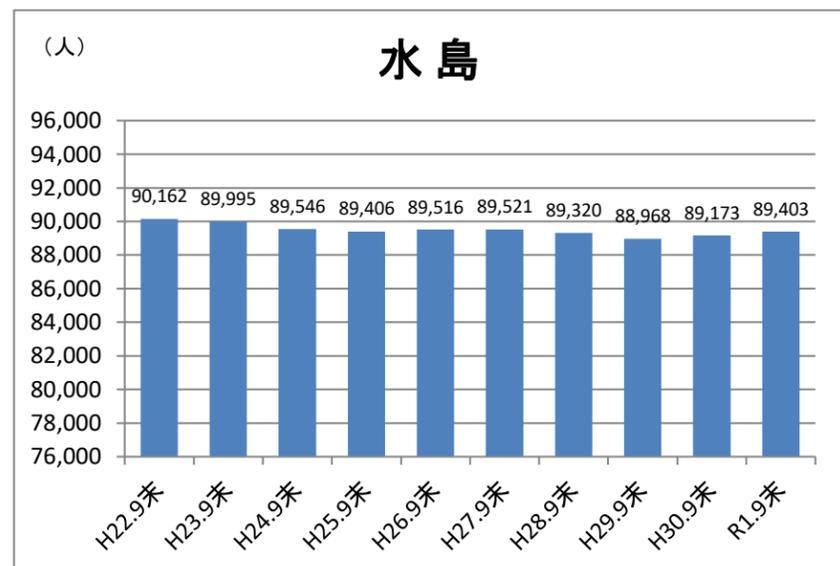
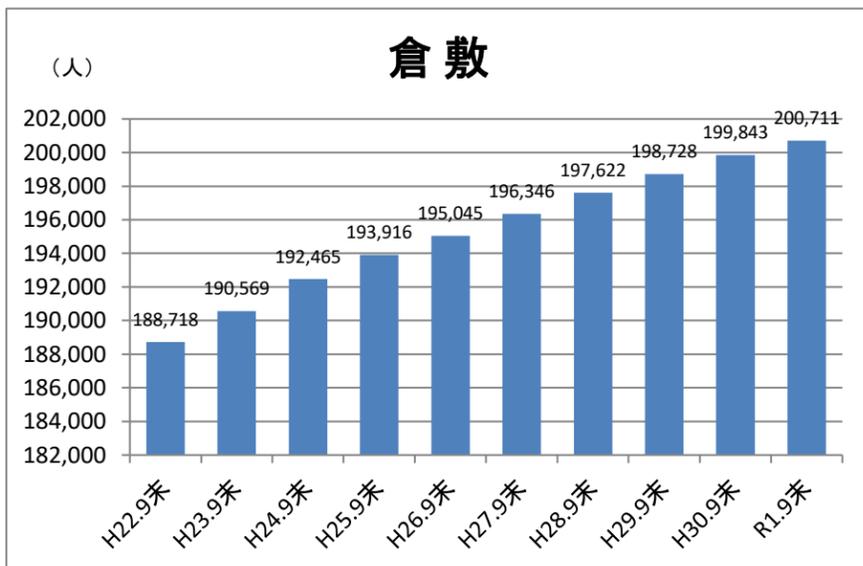
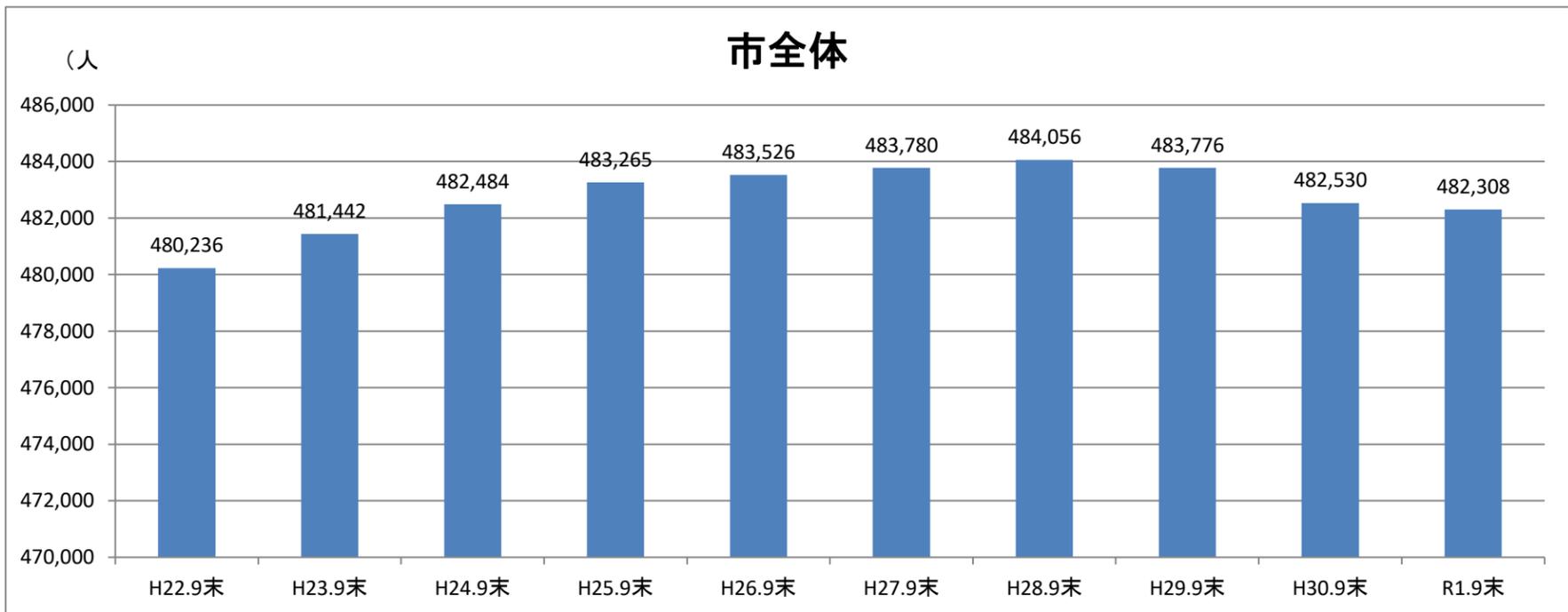
倉敷市の人口推移 1989(H元)年—2018(H30)年



(出典)倉敷市統計書(各年9月末)

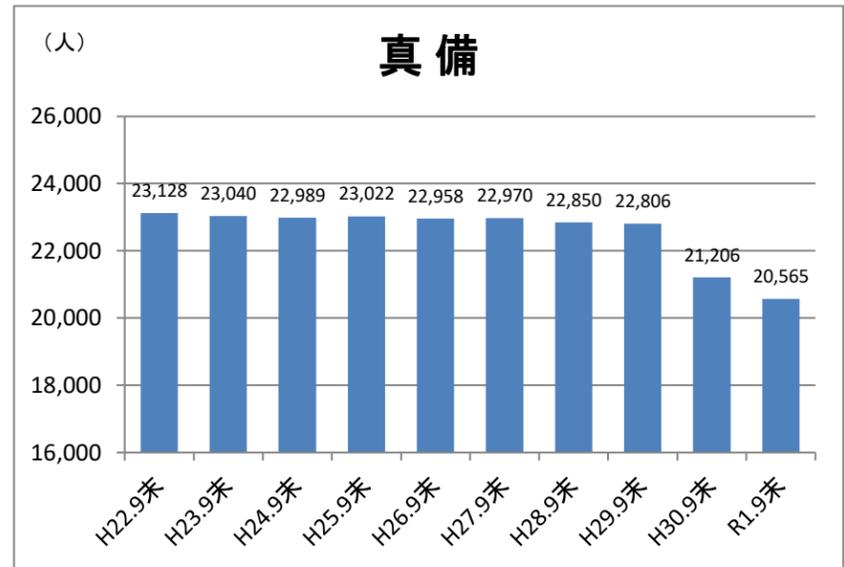
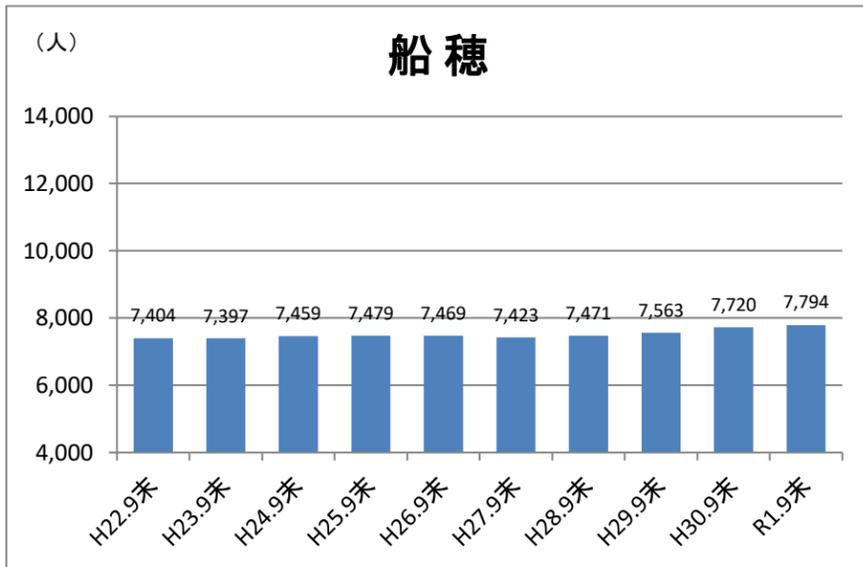
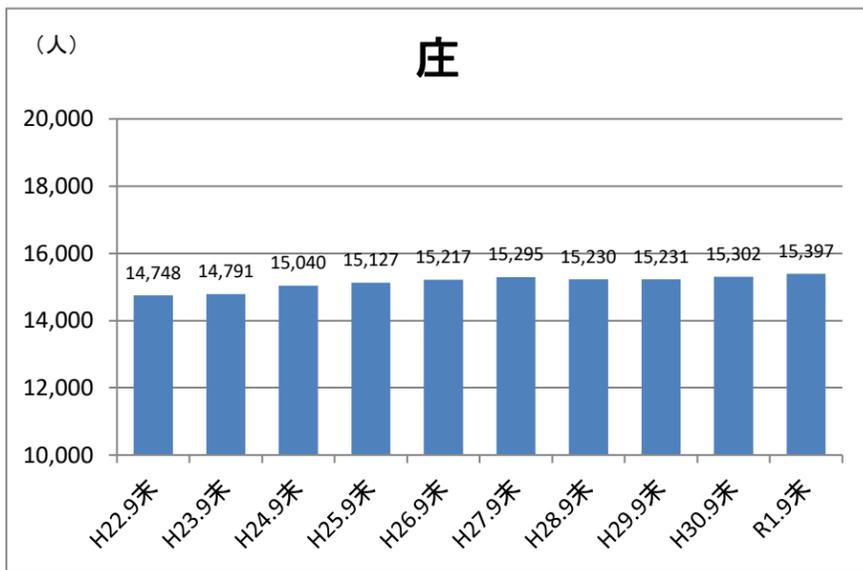


倉敷市の地区別人口推移（H22-R01）

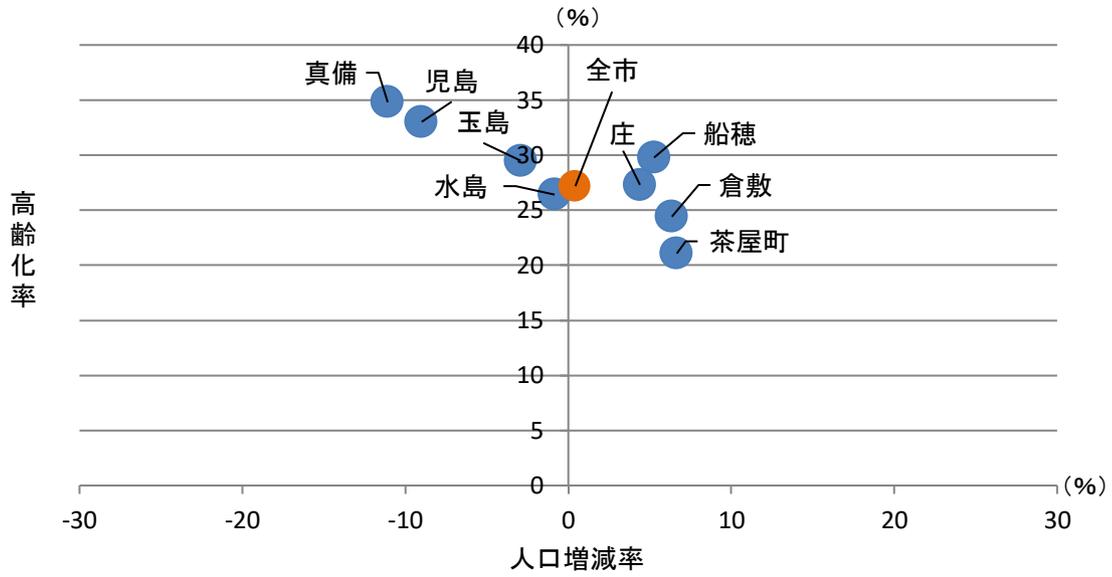


	H22.9末	H23.9末	H24.9末	H25.9末	H26.9末	H27.9末	H28.9末	H29.9末	H30.9末	R1.9末	R1-H22
倉敷	188,718	190,569	192,465	193,916	195,045	196,346	197,622	198,728	199,843	200,711	11,993
水島	90,162	89,995	89,546	89,406	89,516	89,521	89,320	88,968	89,173	89,403	▲ 759
児島	75,023	74,305	73,533	72,836	72,119	71,357	70,711	69,852	69,027	68,271	▲ 6,752
玉島	65,570	65,505	65,376	65,235	64,947	64,512	64,463	64,184	63,824	63,653	▲ 1,917
庄	14,748	14,791	15,040	15,127	15,217	15,295	15,230	15,231	15,302	15,397	649
茶屋町	15,483	15,840	16,076	16,244	16,255	16,356	16,389	16,444	16,435	16,514	1,031
船穂	7,404	7,397	7,459	7,479	7,469	7,423	7,471	7,563	7,720	7,794	390
真備	23,128	23,040	22,989	23,022	22,958	22,970	22,850	22,806	21,206	20,565	▲ 2,563
合計	480,236	481,442	482,484	483,265	483,526	483,780	484,056	483,776	482,530	482,308	2,072

出典：住民基本台帳人口

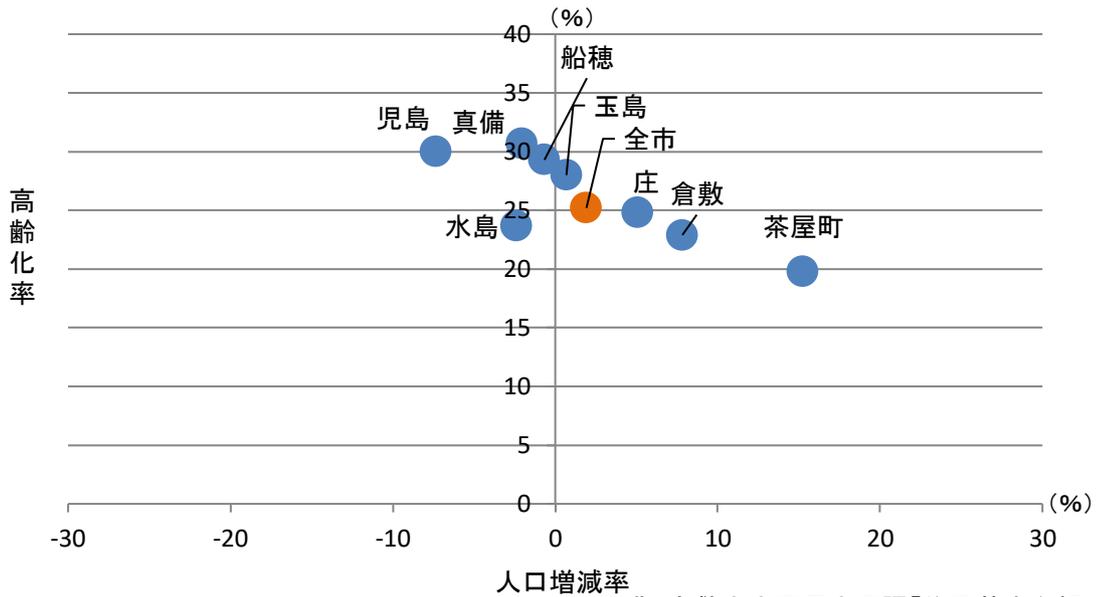


2010 (H22)-2019(R1)年対比の地区別人口増減率 及び2019(R01)年の高齢化率



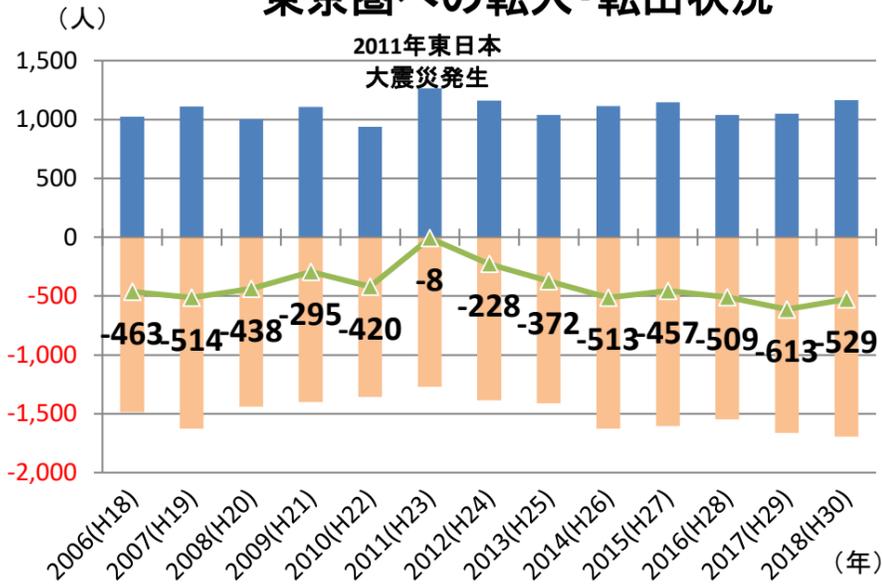
(出典)倉敷市市民局市民課「住民基本台帳」

【参考】2005 (H17)-2014 (H26)年対比の地区別人口増減率 及び2014 (H26)年の高齢化率

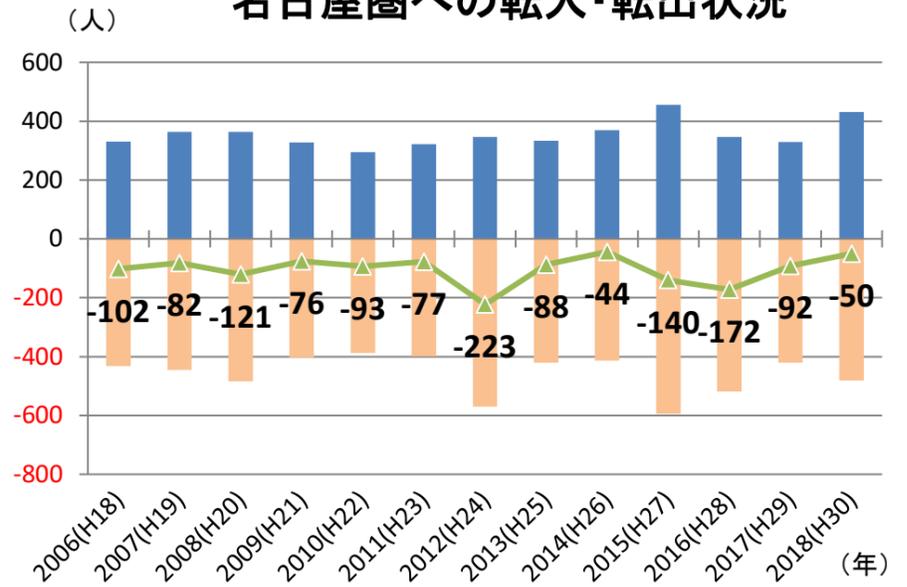


(出典)倉敷市市民局市民課「住民基本台帳」

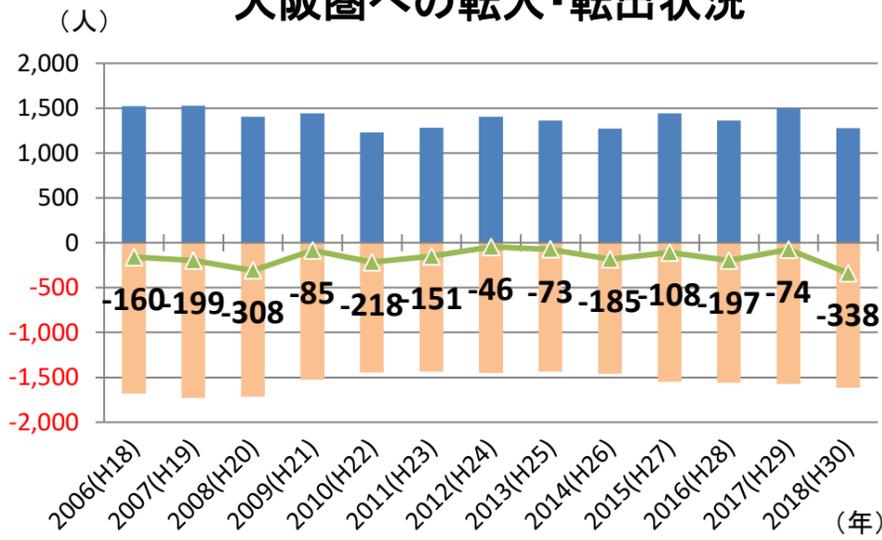
東京圏への転入・転出状況



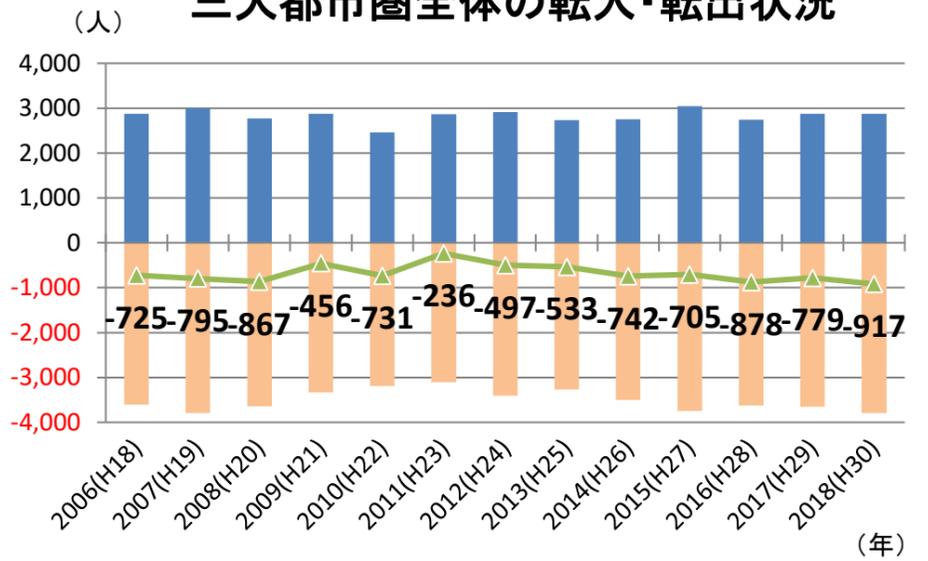
名古屋圏への転入・転出状況



大阪圏への転入・転出状況



三大都市圏全体の転入・転出状況



■ 転入者 ■ 転出者 ▲ 転入者と転出者の差
 (出典) 倉敷市市民局市民課

総合計画策定に係る市民アンケート等について

1 アンケート調査の種類及び概略

種類	倉敷市第七次総合計画策定のための市民アンケート調査	結婚・出産・子育てに関する市民アンケート調査	高校生向け進学・就職、定住に関する意識調査	大学生向け進学・就職、定住に関する意識調査
趣旨	まちづくりに対する市民の皆様の考えを聴き、これまでの取組を検証するとともに、これからのまちづくりに活かす	結婚や出産、子育てに関して市民の皆様の考えを聴き、今後の取組内容の検討に活用する	市内の高等学校に通う高校生の将来の考えを聴き、今後の取組内容の検討に活用する	市内の大学に通う大学生の将来の考えを聴き、今後の取組内容の検討に活用する
対象者	市内に住所のある16歳以上の市民計5,000人を無作為で抽出	市内に住所のある18歳以上50歳未満の市民計1,500人を無作為で抽出	市内公立高等学校に通学している生徒（各校／各学科で任意の1クラス）	市内の大学・短期大学等に通学している学生
実施期間	令和元年9月6日～9月20日	令和元年9月6日～9月20日	令和元年9月4日～10月16日	令和元年9月24日～10月10日
配布数 回収数 回収率	配布数 5,000 通 回収数 1,682 通 (紙面回答 1,610 通, Web 回答 72 通) 回収率 33.6%	配布数 1,500 通 回収数 357 通 (紙面回答 300 通, Web 回答 57 通) 回収率 23.8%	回収数 1,325 通	Web 回答数 1,621 通
主な設問	<ul style="list-style-type: none"> ・性別・年齢など ・第六次総合計画「めざすまちの姿」の①充実度、②今後の取組の度合い ・倉敷市の施策・施設などの充実度 ・ご自身の地域での取組について 	<ul style="list-style-type: none"> ・性別・年齢など ・「結婚」について ・結婚したいが予定のない理由 ・婚活推進事業について ・理想の子どもの数 ・妊娠・出産支援の取組 ・子育て支援の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・性別・年齢など ・進路の希望 ・進学を希望する地域 ・就職を希望する地域 ・倉敷市への定住意向 ・倉敷市の施策・施設などの充実度 	<ul style="list-style-type: none"> ・性別・年齢など ・進路の希望 ・進学を希望する地域 ・就職を希望する地域 ・倉敷市への定住意向 ・倉敷市の施策・施設などの充実度

2 アンケート結果の概要（速報）

（1）倉敷市第七次総合計画策定のための市民アンケート調査

■「めざすまちの姿」に関する充実度，今後の取組について

- ・現在の倉敷市第六次総合計画で掲げている 47 の「めざすまちの姿」について①実現度，②今後の取組の度合い（積極性）をそれぞれたずねて，その相関関係の分析も行った。
- ・今後，積極的に取組を行うべきという回答傾向が高い項目を，分野別に見ると，次のようになっている。

保健・医療・福祉：「交通弱者が不便なく行きたいところに行くことができる」

生活環境：「行政と市民，企業等が連携をとり，災害に備え対策をとっている」

行財政・市民協働・コミュニティ：「行政が，税金の無駄遣いをしていない」

文化・産業・都市基盤：

「若者の働く場所があり，生計を立てられ，将来の見通しがもてている」

教育・子育て：「教員の資質が保たれるなど，学校教育が充実している」

■倉敷市の施策・施設などの充実度について

- ・「医療機関」が充実していると答えた人が 72.7%と多い。充実していないと答えた人が最も多いのは「公共交通機関」の 51.0%となっている。

（2）結婚・出産・子育てに関する市民アンケート調査

■結婚について

- ・「既婚又は近々結婚の予定がある」と答えた人は 53.2%で，「結婚はしたいが今のところは予定がない」は 29.7%，「結婚したくない」は 9.5%となっている。
- ・「結婚はしたいが今のところは予定がない」と回答した人にその理由をたずねると，「理想の相手にまだめぐり会えていない」が 57.5%と最も多く，次いで「異性にめぐり会う機会（場）がない」34.0%となっている。
- ・結婚を希望する方を対象とした婚活支援として実施・充実すべき取組としては，「長時間労働の改善や夫婦が働き続けられるような職場環境の充実に向けた企業への啓発」と答えた人が 41.7%と最も多い。

■妊娠・出産について

- ・理想とする子どもの数は，「2人」と答えた人が 46.5%と最も多く，次いで「3人」30.5%，「0人」8.4%となっている。
- ・妊娠・出産支援として実施・充実すべき取組としては，「長時間労働の改善や出産後も働き続けられるような職場環境の充実に向けた企業への啓発」が 37.3%と最も多い。

■子育てについて

- ・子育て支援として，実施・充実すべき取組については，「保育所，幼稚園，認定こども園の整備や施設の充実」と答えた人が 43.1%と最も多い。

(3) 高校生向け 進学・就職、定住に関する意識調査

■回答者の居住地

- ・居住地は「倉敷市」が 79.8%，「岡山県内（倉敷市除く）」が 16.4%となっている。

■進路の希望

- ・「進学（大学・大学院・専門学校、海外留学など）」が 56.9%，「就職」が 38.6%となっている。
- ・進学を希望する地域は「市外」が 63.5%，「倉敷市内」18.8%となっている。
- ・希望する理由は、「その地域に進学希望の学校があるから」「家から通えるから」が多い。

■就職の希望

- ・「働きたい仕事の内容を優先して、就職先を決める」が 61.4%と最も多く、次いで「居住場所（地域）を優先して、就職先を決める」29.7%となっている。
- ・就職を希望する地域は、「倉敷市内」が 65.9%で最も多く、その理由としては、「家から通えるから」「その地域に希望の就職先があるから」と答えた人が多い。
- ・就職先を決める際に重要と思うことは、「安定している（将来性がある）」が 54.8%と最も多く、次いで「自分が興味のある仕事である」45.2%となっている。

■倉敷市への定住意向

- ・「今はわからない」が 35.3%と最も多く、次いで「ぜひ、倉敷市に住みたい・住み続けたい」29.7%，「たぶん、住まないつもり」19.7%となっている。
- ・倉敷市出身者の 36.5%は「ぜひ、倉敷市に住みたい・住み続けたい」と回答しており、その理由は「生まれ育ったふるさとだから」51.8%が最も多い。
- ・居住場所に重要なのは、「治安が良い」54.3%，「犯罪が少ない」33.3%，「生活をする上での利便性が高い（公共交通機関や買い物の利便など）」29.7%の順になっている。

(4) 大学生向け 進学・就職、定住に関する意識調査

■回答者の出身地と居住地

- ・出身地については、「岡山県外」が 48.2%と最も多く、次いで「岡山県内（倉敷市除く）」32.4%，「倉敷市」18.4%となっている。
- ・居住地は、「倉敷市」が 51.4%，「岡山県内（倉敷市除く）」が 30.9%となっている。

■進路の希望

- ・「就職」が 92.3%と圧倒的に多い。

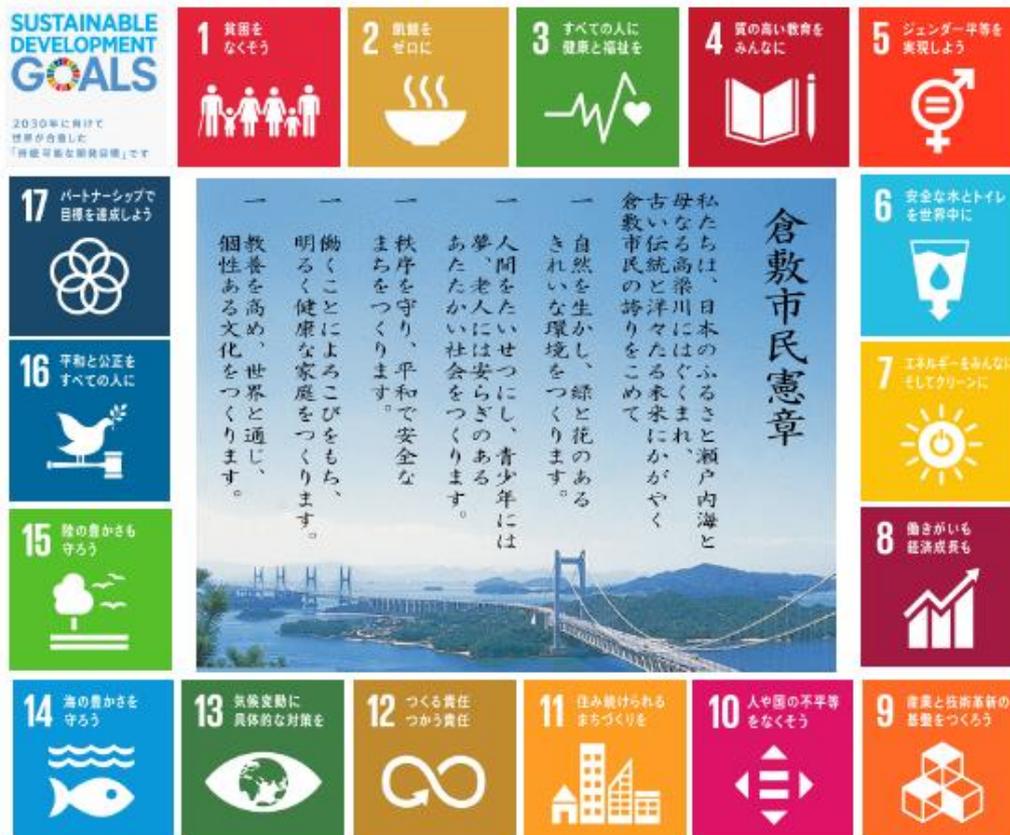
■就職の希望

- ・「働きたい仕事の内容を優先して、就職先を決める」が 55.9%と最も多く、次いで「居住場所（地域）を優先して、就職先を決める」が 34.2%となっている。
- ・就職を希望する地域は、「市外」38.5%，「倉敷市内」17.2%で、「決めていない」が 31.9%となっている。
- ・就職先を決める際に重要と思うことは、「自分が興味のある仕事である」が 57.0%，「安定している（将来性がある）」48.7%となっている。

■倉敷市への定住意向

- ・「たぶん、住まないつもり」41.1%が最も多く、次に「今はわからない」30.2%、「ぜひ、倉敷市に住みたい・住み続けたい」と「すぐではないが、いつかは住んでも良いと思う」を「住みたい」として合計すると、404人（24.9%）となる。
- ・倉敷市出身者の45.2%は、「ぜひ、倉敷市に住みたい・住み続けたい」と答えている。
- ・居住場所を決める際に重要視することは「治安が良い」54.4%が最も多く、次に「生活をする上での利便性が高い（公共交通機関や買い物の利便など）」36.2%となっている。

SDGs(持続可能な開発目標)について



令和元年11月22日
企画経営室

SDGsとは



- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。
- 「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現のための2030年を年限とする**17の国際目標**（その下に169のターゲット、232の指標が決められている）。

1.普遍性	先進国を含め、 全ての国が行動
2.包摂性	人間の安全保障の理念を反映し、「 誰一人取り残さない 」
3.参画型	全てのステークホルダーが役割を
4.統合性	経済・社会・環境に 統合的に取り組む
5.透明性	定期的にフォローアップ



【8つの優先課題】

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| ①あらゆる人々の活躍の推進 | ②健康・長寿の達成 |
| ③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション | ④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備 |
| ⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会 | ⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全 |
| ⑦平和と安全・安心社会の実現 | ⑧SDGs実施推進の体制と手段 |



ロゴ：国連広報センター作成

日本自身の課題に関係が深い目標の例

- 成長・雇用 ●クリーンエネルギー ●イノベーション ●循環型社会（3R：Reduce Reuse Recycle 等）
- 温暖化対策 ●生物多様性の保全 ●女性の活躍 ●児童虐待の撲滅 ●国際協力 等

⇒実施には、多くの国内省庁が関係。



(内閣府地方創生推進室作成資料から抜粋)

市民への周知

市民の目に触れる機会を増やすため、イベントの会場や案内チラシ等に事業に関連するゴールのアイコンを表示（資料1～3）。また、市民課前の広告付き行政情報表示モニターにSDGsについて説明する静止画等を流すなど（資料4）取り組みを進めている。

(資料1)



(資料2)



(資料3)



(資料4)

